

第四十六回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第三号

昭和三十九年四月三日(金曜日)

午後一時四分開議

出席委員

委員長 小泉 純也君

理事青木 正君 理事宇野 宗佑君

理事渡海元三郎君 理事加賀田 進君

理事島上善五郎君 理事堀 和君

押谷 富三君 龜岡 高夫君

飯谷 忠男君 久保田円次君

大柴 滋夫君 堀 昌雄君

山中日露史君 門司 亮君

出席國務大臣

自治 大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

自治事務官 長野 士郎君

(選挙局長)

四月三日

委員山下榮二君辞任につき、その補欠として門司亮君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員門司亮君辞任につき、その補欠として山下榮二君が議長の指名で委員に選任された。

四月一日

衆議院議員の定数は正に関する陳情書(横浜市中区港町一丁目一番地六太郎外五名)(第四四二号)  
公職選挙法等の改正に関する陳情書(横浜市中区港町一丁目一番地六太市選挙管理委員会連合会長太田松太郎外五名)(第四四三三三)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三三)

○小泉委員長 これより会議を開きます。

公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。堀和君。

○堀委員 上程せられました定数は正に関する公職選挙法の改正案を中心として、これから若干質問をいたしたいと思います。

大臣も、この間のライシャワー事件ではしなくとも、と申してはまことに恐縮ですが、実際の意味で大臣になられたましておめでとうございましたが、いままで早川前大臣がこの選挙法の問題についてはずつと取り組んでこられたのですが、突然大臣になられたので、少しかつてが違いかもしれませんが、政府のほうのこの方面の責任者という立場から、新大臣にお伺いをいたしたいと思うのです。

この定数は正の問題につきましましては、選挙制度審議会に對しまして、国会のほうで、選挙区制よりもとりあえず先にまず定数は正の答申を早く出してこれというふうな付帯事項がついておったのでありますが、その後第二次選挙制度審議会におきまして、よく

やく去年の十月十五日、いよいよ解散も間近いというときに迫りまして、定数は正の案が出てまいりましたことは御承知のとおりでございます。ところで、この選挙制度審議会の結論でありまする定数は正の答申、これを拝見いたしますと、十九名増の一名減、こういう案でございます。もともとそれまでに至る審議経過におきましては、いろいろ案が出たようでありまして、九名増の一名減という案に落ちついて答申がなされ、しかも迫ってくる、予想された総選挙でこれを早急に実施せよという答申でございましたが、御承知のように、あまりにも急でございましたので、案は出しましたけれども、とうとう案はずにそのまま流れまして、今度の国会に及んで再提案ということになったわけでございます。そうして今度の案では、一名減という点を削って、十九名増ということだけに終わって、十九名増といたします。そこで私には、その審議会の結論というもののに對して相当疑問を持っておりますのであります。なぜかと申しますならば、定数は正ということでありまして、公職選挙法がきまりました当時と現在と比べて人口がふえていることは間違いない。それはそうといたしまして、選挙制度審議会の答申そのものが、増が十九で減が一ということになつておる。増員はけっこうなんだけれども、果によりましては減っているところもある。選挙区によつては減つ

ているところも相当ある。したがって人口増を加味して總体的にふやすということは当然あるべきことでありますけれども、結論が結局減が一名というところになったこと自体、私は定数は正の趣旨に沿ったものとは必ずしも言いがたい、こういうふうに思うのであります。この点について、まあ選挙制度審議会の結論でございますから、一しかしそれをまた踏襲して政府のほうで出したのでありますから、間接にはこれに對する御批判もできると思ふのですが、それについて大臣の見解を承りたいと思ひます。

○赤澤國務大臣 審議会の議論の内容は逐次新聞にも発表されましたし、その過程では現議席をふやさないということと案分するとうなるという結論が一店出かかったところもありましたことは御承知のとおりです。最終、ただいま堀委員が述べられました結論が出たわけでございますので、政府といたしましてはこれを尊重したいと考えておる次第でございます。

○堀委員 ただいま大臣は、結論が審議会として出たことであるからこれを尊重したい、こういうことでございませう。それはけっこうです。しかし尊重したいとは申しまして、私が先に申し上げましたような趣旨からすると、増員ばかり認めて減員は一つしかなかったという点については、率直に、大臣であるというところから離れてどうお考えですか。

○赤澤國務大臣 なかなかかつてに離れるわけにまいりませんので、やはり私といたしましては、いまここで、審議会が結論が出ておりますものを批判めいたことを申し述べることはお許しをお願いいたします。

○堀委員 しかしそれは、むしろ政府案というものはそれよりもさらに後退している。それを政府が出してきたというところとも関連をして、批判めいたことは避けたい、こういった気持ちからは、どうも定数は正の精神に必ずしも合致したのではないというふうに思ふのです。まあしかし、議論をいつまでしていても同じことです。ですから、これは先へ進んでからまたさらに政府案としての考え方を聞きたいのですが、その前にまだ聞いておきたいことがございます。

実は、私も選挙制度審議会の特別委員といたしまして第二次選挙制度審議会に出ておりました。それで、最後の答申案という段階になったのであります。その際にそういう点についてわれわれの意見を述べてだけおきたい、こう思いましたところが、国会から出ておる特別委員は区制その他の問題については発言ができないことになつておるからという点で、やむを得ず発言はしなかった。こういった私たちの意見を申し述べなかつたのであります。これはこの前の国会で堀委員のほうからもこの点は申しました。具体的な区割り等につきましては、なるほど

いろいろ利害関係がありますから、国会議員はこれに参画することはできない。これはわかっておるのであります。ただ、抽象的な一般的な方針その他について、たとえ区割りであろうと定数は正であろうと意見を述べ、あるいはまたその結論に対して意見をさらに最終的に申し述べるというくらいなことはなければならぬと思うのです。それは選挙制度審議会設置法にきまつておることだと思つておりますが、そうだとすれば、その点をもう少し、特別委員として、そういった区割り、定数は正の具体的な問題については意見は述べられないけれども、一般的にはこれが述べられるというふうに、もし法がはつきりしていないということであれば、それを明確にするべきではないかというふうな思ふのです。これはちょっと脱線したのですが、ついでに一応ここで聞いておきたい、かように思ふのです。

○赤澤国務大臣 畑委員は選挙制度審議会設置法の第五条というものを十分お読みになつての御質問だと思うわけです。私も国会議員という肩書きなしで、国務大臣ですと、いろいろ率直に意見を述べられると思います。しかしこの選挙関係の法律案をつくります際に、ギリマンダー的であるという批判をこうむるということが一番こわいわけでございますので、私も特に議員としてこの問題に率直に述べたい意見がありまして、実は発言を慎重にせざるを得ぬという立場はひとつ御了承をお願いしたいと思ふのであります。

○畑委員 大臣、えらい慎重で……もつともなりたてだから相当慎重にせ

ぬと、事情もわからぬしするのでその気持ちにはわかりませんが、もう少し率直に答えてもらいたいと思ふのです。しかし、これはわれわれ議員としてもあとで研究して——そういう点で与党のほうでも同じような形なら、その点もいづれ相談をして訂正すべきものは訂正した新しい案を考へるということにわれわれ仲間内でひとつ考えたいと思ひます。

○堀委員 関連して簡単に……。大臣は御就任早々ですから経過等つまびらかでないと思いますが、実は法律は具体的な選挙区の区割り等に関しては発言をすべきでないという趣旨だとわれわれは了解しておるわけですが、そこへ出された答申のあり方、この答申が出されたときは一人名減、十九名増というふうに出されております。これは少し経過がございまして、第一次の選挙制度審議会におきましては、このアンバランスの是正というのは少なくとも文字どおりに増減をもつて同数であるべきだ、十名ふやせば十名減らせというので、最終的にそれがないかというのを私が設問いたしましたときには、それは最終的に原則として定数を動かさないのだということできておつたわけですが、そういう経緯がありながら、今度は突然として十九名増、一名減という——第一次の審議会と第二次の審議会とはもちろん同じ経過ではございせんけれども、その委員の大部分が引き続いて委員になつておられた状態でありまして、あまりに取り扱いについて差がひど過ぎるものですから、その取り扱い等の問題について実は私が意見なり質問なりをし

たいということを手をあげなければ、発言をさせないという審議会の取り扱いであつたわけですが、選挙制度審議会設置法は「国会議員のうちから任命された特別委員は、国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める具体案の作成について、その調査審議に加わることができない。」とあるのです。もう具体案がその総会に出ておるわけですが、それに対する意見も述べさせなければ質問もさせないということですが、これは私、審議会が質疑をしたわけですが、当時選挙局長はどう答えたか私もちょっと記憶にないのですけれども、宮沢委員は、ひとつ国会へ帰つておやりいただけないでしょうかということでしたから、私は本来はあの場所ですべきことだと思つておるわけですが、私も特別委員でございまして、法律の定めるところによつて議論しようというのには、その議論を抑えようという方々は、私は法律を無視したものであると考へております。これは私が公職選挙法の委員であつたときに、この場所では私がつくつた法律なんです。われわれは、立法者として、立法者の意思にないことをそういう行政審議会が一方的に押しつけることは、私はできないと思つておるわけですが、しかし、場所の空気もいかかと思ひましたから私はともかく黙つておりましたけれども、これはしかしいま自治大臣が私も議員であるからおし、つた、そういう性格の問題ではございせん。私も議員でありまして、この法律に忠実に従ふべきではないと思つております、私もそれが立法者として、私もこれに参加をして成立をした法律でござい

ますから。しかし、この法律の趣旨なり、ここに具体的に書かれておることと違ふことを委員に強制しようとする審議会のあり方については、これは私は当時の特別委員の一人としても、あの委員の一人としても黙過することができない。だからいま大臣の答へになつたこととこの問題はやや角度を異にしておりまして、具体的な作成について私も参加する意思は一つもございせんけれども、そういうものの考え方です。前回の審議会と今回の審議会と、どうしてこんなに違ふのだ、それは何らかの積極的な理由があるのかどうかを尋ねようと思つても、それすらも発言を封じるといふことは、この法律の解釈を審議会が誤つておつたし、同時に私は選挙局長に非常に不満があるわけですが、要するに行政当局はこの法律に従つて、具体的な問題についての御質問はお控えをいただきたいと思ひます。しかし全般的な議論でございましてらどうぞやつていただいて適當だと思つたことを述べざるべきではなかつたか。その点について、それじゃ先に選挙局長のほうから答弁を求めて、それについての大臣の考えを承りたい。

○長野政府委員 この前の選挙制度審議会の総会におきまして、堀委員からそういう御発言があつたことは私も承知をしております、その当時私もお答えしたことも記憶いたしております。それは私も事務当局といたしまして、法律解釈といひますか、そういうものの中で多少慎重に考え過ぎたかも知れませんが、具体案の作成についてはその調査審議に加わることがで

きない。もちろん具体案の調査審議といふことに狭く考えれば、一般論についても大いにやれるのだ、やれるのがあたりまえじゃないかというところが出てくるわけでございますが、ただ調査するといふことになりまして、審議といふのは具体の結論めいたものにつきましての審議会の審議といふことになりかねませんが、その調査審議といふことでは、やはり広い範囲のものが含まれておるといふことが、法の予定しておるところと考へられるのではないだらうかというふうな思ふわけでございます。また、あのときには、先ほどお話がございましたが、行政法の大家でございまして官沢委員が、そういう意味でもまた審議会の法律の条文の解釈は審議会において行なうべきだ、事務当局の意見で考へる必要はないというふうな趣旨のことをおし、いまして、非常にきつと申しますか、狭い考え方、堀先生のおし、るような考え方、立場に立たれた御発言がありまして、あの場合の審議に加わられることを御遠慮願つたというふうなきさつのように私は記憶しております。私も、先ほど申し上げましたように疑問に考へましたのは、調査といふことがやや広いものがある程度さしてはしないだらうか、かように思つたこととでございまして。

○堀委員 関連でございまして、あとを続けていただいて、あとで私はちょっと質問させていただきますが、内閣法制局長官にひとつ出席を要求いたします。

○畑委員 それでは先へ進みます。結局選挙制度審議会の案は、これは資料

をいたいたのですが、御手洗案というものが十九名増で六名減というのです。それから近藤案というのが二十五名増で一名減、木下案というのが十四名増というものでした。先ほど堀委員が言われたところと総合いたしました、少なくとも第一選挙制度審議会の当時は、いままでの定数は原則として動かさないということで、その範囲内であらうというふうなことで、その範囲内であらうというふうなことで、第二選挙制度審議会、しかも最終段階になりまして急転直下最後の答申案が出た。その答申案を見ますと、結局これは御手洗案の十二区十九名増、これを全部取り入れ、それからさらに近藤案の兵庫五区的一名減、これを取り入れまして両方を継ぎはぎして結論を出したというふうに見受けられる。御手洗案は十九名増で六名減ですから、これは人口の増加も加味して、しかもきわめてアンバランスのところと減員すべきところを六名減員したということ、この辺で私は妥当だろうと思う。ほかの案はあまり賛成できないのですが、しかも最後の案としてそういうふうな落ちついたということ——その第一次の審議会当時の話をいま堀委員から承りましたが、そういうことからして、非常にそういう筋を通すという点で後退をいたしておられるのです。減らすのはなかなかむずかしい。お互いに利害関係があるからむずかしいだろうというところで、しかも選挙がもう間近に近づいている、選挙制度審議会何もしておらぬじゃないかといわれるのは困るから、そこでいま言った十九名増の御手洗案と一名減の近藤案を結びつけ

てお茶を濁したというふうには思われないのであります。しかしこれはここで大臣や事務当局に聞いても、先ほど言ったとおり、選挙制度審議会の結論ですから尊重いたすほかございませんと、こう答えることに結局なると思えますから、この点はしめてこころは聞きませぬけれども、しかし政府の案がそれは尊重したということなのか、尊重したどころか、十二区において十九名増だけを生かして、一名減というところを削ってしまった。まさにこれは増員だけでありまして、私は定数は正のみに値しないと思う。ただ人口増をアジャストしたにすぎない、こう思うのです。そういう点で私きわめて疑問を持っておるのであります。政府案は答申をさらに後退したということになって、完全な増員ということになって、政府の案です。この点について、今度は政府の案ですから、早川さんにかわって今度は赤澤さんがなられたんだが、私は知らぬというわけにはいかぬと思う。この点についてどうですか、答申を尊重したというだけでお答えになるか——しかしとにかく一名減を削ったんだからさらに後退しているんだが、その辺に関連して答申のこともなっているわけですか。どうですか、政府の案について、私の考え方に對してどうお考えか、ひとつ大臣の見解を、素朴な見解でもけっこうです。

○赤澤國務大臣 提案理由の中にも申し上げておりますが、上下の人口の幅及び地域性を考慮し、必ずしも減員することを要しないと考えます。と申しましたのは、御承知のとおり、議員一人当たりの人口で計算いたしましたして十

三万という最低線を出した。ところが、たった一つ問題になりました選挙区は、それにわずかに二百四十人ばかり足りない。十三万に千二百四十人だから、無理にこの一選挙区だけを減員しなくてはならぬのだというほどのことでもあるまいと考えまして、こういう措置を考えたわけでございします。

○細委員 それだから私は選挙制度審議会のあれと関連して聞いたんです。選挙制度審議会——どうも一名ぐら

いは減しておかないと顔が立たぬ。しかし、なるべく減を少なくしたいと、議員さんが最後にきめることだから通らぬじゃないだろうかという

ことで、私はきわめてやさしい結論ではないかと思うのです。しかも、政府のほうでは、いまの大臣の答弁にもありました、十三万ぐら

い境にしたらけれども、兵庫五区は十二万八千七百六十で、確かに十三万に

ちよつと足りない。千三百人ぐら足りないで、結局十三万というところに少

し足りないということになりますけれども、確かに数字の関係からい

るとおりです。ですから、そういう政府の結論が、答申を尊重したと言

つ、そういうふうに出でくる可能性はあるわけですか。わずかに、少ししか違わ

いぶ違ふと思うのです。困難は困難かもしれないけれども、やはり筋は通すべきではなからうか、こう思うのです。審議会の案に、私はその意味では非常に筋を通さないう点で不満がございします。さらに政府案は増員だけ。しかも事由は、幅がほとんどない、違わぬ、地域性を考慮した、こ

ういったような御答弁であります。これは非常に私はおかしいと思うので

すけれども、この点はおかしうはございせんか、どうですか。

○赤澤國務大臣 どうもむずかしい質問になりました、たいへん困るわけ

ですが、筋としては答申を尊重しておること、細委員もいろいろの意味で御

了解願えると思いますが、そこは人間のやることでございしますから、一つの

選挙区がたつた千人ばかりのことで失格をするものかどうか、これは全体の考

え方に大きくさからうことはないと思

うのです。これはたとえ区制一人一区にするんだとか、あるいは現在の定

数でもつて増減するんだということになると、ほとんど議員の大部分に關係することでもありますし、ここはなかなかむずかしい問題が起こると思

いますが、ただいまの場合は大筋において間違いない。ただ一言一句違わな

い、大筋はそのままのみにしてお

るといふことで御了承していただく

りいたし方がないと思ひます。

○細委員 私は、選挙制度審議会の案そのものが定数は正のほんとうの趣旨に合

わぬのじゃないか、それが政府案によるとさらに後退しているんだか

ら、政府もなるほど定数は正をやったんだということになるかもしれぬけ

れども、さらに後退して全部増員にしたというところは、確かにやさしい

たそしりを免れないと思うのです。しかし、これは議論しておつてもしょうがありませんから、その次に進みます。

その次に質問したいのは、この政府の提案によりますと、増員のうち六人区と八人区がございします。これをさらに割るかどうかという問題で、自

党内で何回もいろいろな会合が開かれた。最後に、閣議までも一度保留になったりなどしたというふうないきさつを、新聞紙上で知っておるので

すが、この提案に至るまでのいきさつ——もっとも、これ、一々聞いていてもしかたがないんだけれども、た

かどうか、ともかくこのままで提案をして、そして審議の過程で相談をして分割をするようにする。しかも、分割ができないようであったならばこの法案は流すというような意思統一が、政府、自民党の内部でできておるといふような話なんです。これは私はおかしな話だと思ふのです。これこそ筋が通らぬのではなからうか。もし分割するということであれば、政府のほうではよろしく案をつくって、一応分割した案を出して、しかも委員会の審議の過程で、その分割の区域等のことについては修正もつけようである、こういうふうなことが本来の態度ではなからうか。ともかく分割しない案を出して、政府・与党のほうで、これが分割にならないければ流す方針だということな話は、どうも筋が通らぬ。その点は一休政府のほうとしては、少なくとも提案者としてどう考えておるのか。いままで、法案でこういう法案はないと思う。原案が通ればけっこうです、どうか通してください——それが普通の場合なんだが、どうもそうではないらしい。分ける気持ちもしないわけではないんだけれども（社会党の申し出どおりだよと呼ぶ者あり）社会党のほうは、審議の過程でそういう話が出たらそれによって必ずしも反対ではないというように、初めから分割選挙をやるべきだということも少し違ふけれども、その辺は私もわからないではない。幾らなんでもちよっとおかしい。いままでの案の出し方とたいぶ違いますからお聞きするわけですが、その点はいかがでしょう。

○赤澤国務大臣 分割ができなかった場合は流すなどという意思表示をしたことは私つまびらかにいたしません。が、おっしゃるとおりおかしい出し方には違ひないと思ひます。しかし、もうすでに法案が出てしまつておるわけでありまして、私も今は今後審議の過程で、私も期待しておるような分割ができることが最も望ましいと思つておるわけですが、この基本的な考え方から申しますと、中選挙区といういまの制度は、たしか普通選挙が始まつて以来と思ふのですが、明治からたゞねてくればいろいろ違ひましたけれども、ずいぶん長い歴史があるわけでございますので、この際定数の根本的な是正、制度自体を直します場合は別ですけれども、そうでない場合は、少なくとも長年やってきたいまの中選挙区の筋だけは通したいという気持ちを私自身も持つております。ですから願わくば、そういう形で審議を通じてまして円満に公正にこれができるといふことを私も期待をしておる次第でございます。

○畑委員 その気持ちはわからぬでもないのだけれども、どうも少しおかしいな出し方だと思ふ。いろいろさらに突っ込んでいきますと時間もかかりすぎ、時間の制約がございますから先に進みます。

もう一つお聞きしたいのは、選挙制度審議会の結論では、沖縄に対して潜在議席を認めよう、三名だったと思ひますがそういう結論になつてしまつた。これはもちろん日本に潜在主権があるのだから、また、日本としてできるだけ早く本来の主権を回復したいという要望に燃えておりますし、沖縄県民におきましてはなおさらのこと、これは悲願でございます。したがつて實際上、法律的にはこれが選挙法に違ひないの段階では行なわれないことは間違ひないのだけれども、しかしこの際、潜在主権ということから議員の定員を設けて、実際に選挙は当分行ない得ないというところにしたらよろしいというのが答申の結論でありました。さらにまた早川前自治大臣はこれを受けて、潜在主権に基づいて沖縄に潜在議席を答申案どおり認めようという意見を発表しておられた。ところがその後また後退して、従来どおり沖縄には潜在議席を設けないということに、この法律案ではなつております。私はいろいろな関係があると思ふ。政府がそういうふうな後退したのは、やはりアメリカさんのほうの意向をうかがつて、アメリカにたてつくようなことになつては、政府、自民党のいままでの行き方からすると、どうも国交上うまくないといふことで、サゼスチョンがあつたかになつたかは知らぬけれども、そういうことになつたのだと思ふのであります。これが、これはやはり沖縄の県民を勇気づけるというふうな意味からも、この際潜在議席を認めるべきではなかつたか。若干アメリカのほうのことを考えても、それを無視してもやるべきではなかつたかと思ふのであります。その間の間かアメリカからの意見もあつたやに聞かれましたが、その辺があつたと思ひます。その辺につきまして漏れ承りたい。また私の考え方についての御批判も賜りたいと思ひますが、大臣、いかがでしょう。

○赤澤国務大臣 対米関係のことになりますと、立場が違ふので議論がいろいろ出てくると思ひます。しかし実際は私たちの立場を考えていただければ、この措置をとらざるを得なかつたといふことは、やはり大きな外交上の措置もしなければなりませんし、対米関係の調整は、差しさわりのある面もあり、また強くやると出てくる面もあり、そこで実際は、これは施政権が返還になればすぐ手続をいたしまして、すぐ議員の配当はできるわけでございますので、今回は一日も早くこの法案を通過するという意味におきまして、こういう措置をとつたわけでございます。

○畑委員 このねらいは、おもに政治的な評価がどうかという問題で、それだけにまた、対米関係ということも政府としては顧慮しなければならぬ結果になつたのだと思ひますが、これはもつと深めて議論をするにも時間がかかりますから、この問題についてはこれだけにとどめます。

それから一つ聞きたいのは、これは技術的な問題でございます。これは事務当局でないといふかと思ひますが、改正案の法律的な意味について、私、ちょっと疑問を持つておるのです。この改正案によりまして、附則の改正で済ましておるわけですね。それで定数の数字は第四条でしたか、これは動かさずに、その第四条第一項の規定にかかわらずということ、附則で員数を当分の間ということ、定数は正をしておる。この前者美群島が日本に回復をいたしましたとき、とりあえずつくつた法律でございます。あれを見ても、あの当時はその問題については、その法律で書いてあつた。公職選挙法第四第一項の規定にかかわらず、当分の間四百六十七名にするというふうな特別法で書いておるわけですが、これはこれでわかる

のです。ところが今度の場合は全国的な定数は正でもございまして、やはり第四条の定員の数を要するべきだ。そして別表もそういう趣旨で要するべきだ。ところがこの案によりまして、別表のほうも、別表の下欄の人数について、附則は、こういうところは何名とするだけにとどめておるわけでありまして。しかも全体の数字の異動は、全数については附則できめておる。これはちよっとどうかと思ふのであります。当分の間、暫定的だ、こういうことで、あるいは第四条は基本だからそれは変えないで、当分の間何名増でいくのだという意味かも知れぬけれども、そうした附則で定めるようなときには、結局またもとへ戻るといふような可能性もあるからといふこととならわかつたけれども、そういう可能性はほとんどない。あるいは小選挙区制や何かに応ずるといふようなことも顧慮して暫定的だ、こう言ふのかもしれぬけれども、少なくとも別表あるいは人数等につきましても、そのときはそのときで相当全面的な改正をしなければならぬのじゃないか。それはそのときでありまして、今度の場合などは、私は第四条の人数を正面から変えて、別表も変えて、それでいくべきじゃなからうかと思ふのですが、その辺、技術的なことでありますけれども、当局のほうは事務的にはどう考えておりますか。

○長野政府委員 この附則で規定をいたしました関係は、一つには、選挙制度審議会の答申におきまして、さしあたり選挙区制についての根本的な改正が行なわれるまでの是正措置といふことを前提にしておりますので、そう

いう意味でも暫定的な措置ということに考えたわけですが、同時に、さらに現在の別表は、先ほどもお話をいたしました、三人ないし五人の中選挙区制を貫いてきておる別表でございます。そこで六人区あるいは八人区というものを別表の中に本則として入れてしまうことがあろうか、やはりその例外措置というものは考えざるを得ぬのじゃないか。そうなるまいかと定員にきましても、四百六十六人という定員は昔からの定員、いまの別表の基礎になっております定員であります。そして奄美群島にさらに一つございまして、これが四百六十七人になるわけでございます。さらに今回の十九人を加えて四百八十六人、それも附則の中で別表の例外措置として入れたものでございまして、定員を暫定的な定員ということで置くことが首尾一貫するのではないかと考えている次第であります。

○畑委員 本会議の時間も迫りましたからこれで終わりますが、まだ私聞きたいことは一、二あります。特にあとで聞こうと思えますけれども、選挙の住所の問題ですね、これは非常に重要だと思ふのです。実はこの前の地方選挙におきましても、非常に弊害があった。それははっきり申しますと、公明会、創価学会の信者の人たちが、可能性のある選挙区へ大量に一時住所を移しまして、登録だけを移して人間は行かない。そしてそちらへ移ったことにして選挙をするということで、足りそうもないところへ何票行けば足りるというような構想から、住所を目的の選挙区に移しましてやった例がある。これは今度は衆議院のほうにも出

るというような話も聞いておる。われわれ、社会党、自民党、民社党のいずれを問わず、政党活動をしておる本来の政党が、そうでない、宗教を母体とする政治結社みたいなものによつてそういう点が汚れるということは問題だと思ふ。私も調べましたけれども、現行法では虚偽登録が何かで取り締まるほかはあるいはないかもしれないが、何かこれに対する案を考えなければいかぬのではないか。いまの法律で取り締まるか、それが取り締まれないとすればどうするかという点について、きょうは別に結論を出さぬでもよろしくございしますが、その点をあとで皆さんと一緒に研究していきたい、かように考えております。

あとの質問を保留いたしました、私の質問を終わりたいと思います。

○小泉委員長 次会は公報をもってお知らせすることとしたし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十五分散会

